

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年4月17日
株式会社エフアンドエフ
代表取締役社長 藤川欣洋
問合せ先： 0283-21-1260 (代表電話番号)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人にやさしい薬局づくり」、「患者様第一の経営」、「健康づくり地域 No.1 を目指す経営」、「常にプラスワンの経営」を基本的な理念として、株主、取引先、従業員、及び地域社会等の利害関係者の利益を図るべく、法令順守、経営の透明性の確保等、整備に取り組むことにより、コーポレート・ガバナンス体制の実現に取り組んで参りました。

今後におきましても、当社を取り巻く利害関係者の利益に資するよう、経営管理体制の整備を経営上の重要課題と認識し、強化に取り組んでいく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キートス	200,000株	66.62%
藤川 欣洋	33,400株	11.12%
藤川 佳織	33,400株	11.12%
半田 めぐみ	33,400株	11.12%

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、自己株式(159,800株)を控除して計算しております。なお、自己株式は上記の表から除いております。

支配株主名	株式会社キートス、藤川 欣洋、 藤川 佳織、半田 めぐみ
-------	---------------------------------

親会社名	該当なし
------	------

補足説明

株式会社キートスは、当社代表取締役社長である藤川欣洋及び二親等内の親族が議決権の過半数を自己の計算において所有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が生じる場合につきましては、第一に取引の必要性を十分に検討したうえで、取引条件を一般の取引条件と比較することにより決定し、少数株主の利益を損なわないよう留意し対応いたします。支配株主以外の関連当事者との取引につきましても、同様に取引の必要性・合理性等、同様に十分に検討し、取引発生時だけでなく、継続する取引につきましても取締役会にて討議、承認を必要としております。このような運用を行うことで、少数株主の利益の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	B	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大平 昭夫	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大平 昭夫	—	—	取締役である大平氏は、金融機関でのコンプライアンス部門、事業会社での管理部門で体制整備の経験があり、企業経営に関する豊富な知見を有しており、その経験をいかすことが期待できるため、取締役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	選任していない
--------	---------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	2名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査は、上場会社の監査委員としての知見を有する社外監査役1名により行われております。監査役は、独立した立場から取締役の執行状況を監査しており、期首に作成する年度監査役計画に基づき、社内文書の閲覧、主要な店舗への事業所にて実地調査を行っております。

内部監査人は、内部統制監査・コンプライアンス担当部に属する1名により行われております。内部監査人は、期首に作成する内部監査計画に基づき、店舗及び本部にて内部監査を実施し、結果を適宜、代表取締役、及び監査役に対して報告するとともに、監査役監査の状況についても共有を受けることにより、相互補完的に効果的な監査の実施に努めております。

さらに、監査法人との関係におきましても、健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役協議会、監査法人及び内部監査人による監査）を定期的を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野村 光生	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村光生	—	—	監査役である野村光生は、プライム市場上場会社の監査委員の経験があり、財務及び企業経営に関する豊富な知見を有しており、その経験をいかすことが期待できるため、監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	選任しておりません
--------	-----------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	該当なし
-----------------	------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません
------	----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示はしていません

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	無
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額又はその算定方法について、具体的な方針はありませんが、当社は、取締役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しております。また、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、取締役会の議案、資料を事前に送付し必要に応じて事前説明を行うことにより、意思決定をサポートしております。また、日常的に監査役の要請に応じて必要な資料の提供を行うことにより、円滑な監査機能の醸成に努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>イ 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。</p> <p>取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。</p> <p>ロ 監査役</p> <p>当社は監査役制度を採用しており、1名の監査役で構成されております。</p> <p>監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。</p> <p>ハ 会計監査</p> <p>当社は、監査法人 FRIQ と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年3月期において監査を執行した公認会計士は佐藤稔幸氏、三浦義直氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。</p> <p>なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。</p>
--

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模を考慮し、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討していく方針であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時開示資料の管理にあたっては、公表時刻前に部外者に漏れることのないよう「適時開示規程」を作成し、運用しております。具体的には、以下の内容を定めております。 ・重要な会社情報を自社ウェブサイト等で公開する場合は、情報取扱責任者の承認及び指示を受けることとする。 ・適時開示及び書類提出について、情報漏洩を防止する観点から、専門の外部業者に委託し、当該委託先が予め指定した方法、システムを用いて業務を行うこととし、それ以外の方法により当社ウェブサイト上に開示資料を掲載しないこととする。
IR資料をホームページ掲載	現在、ホームページ上においてIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部の管掌役員を責任者とし、経営企画部、総務部が相互に連携しながらIR活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク管理規定、コンプライアンス規程を整備し、社内で定期的に研修を行うこと等により、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、取締役会規程、業務分掌規程、職務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は経営企画部と定め、全取引先並びに役職員候補者、主要株主の反社チェックを年1度実施（新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に1回実施）することとしております。また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

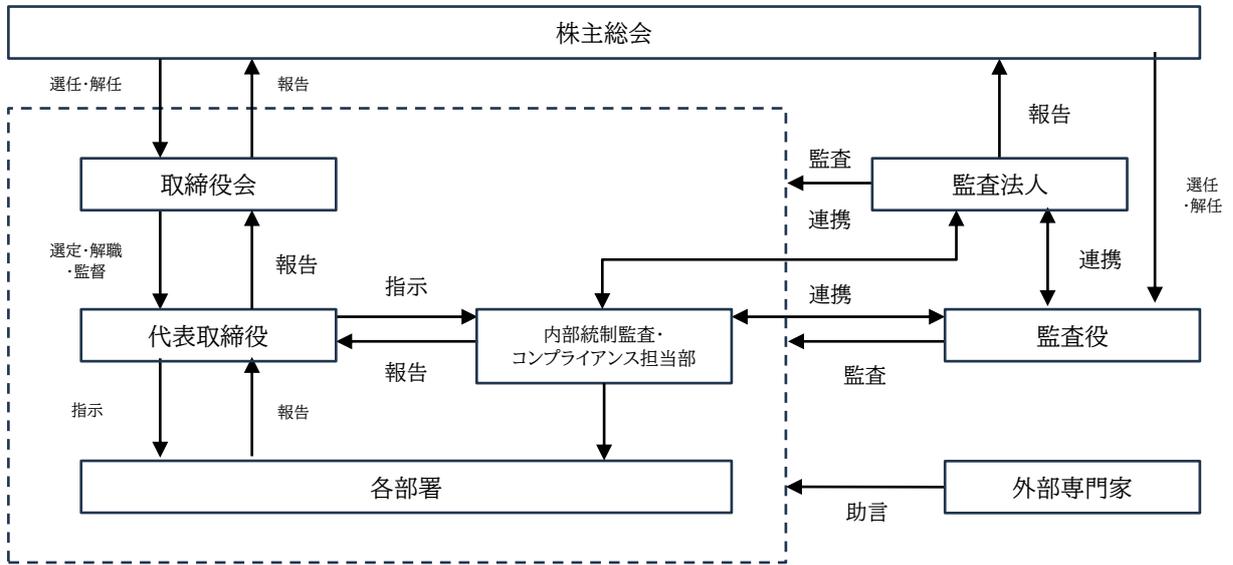
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

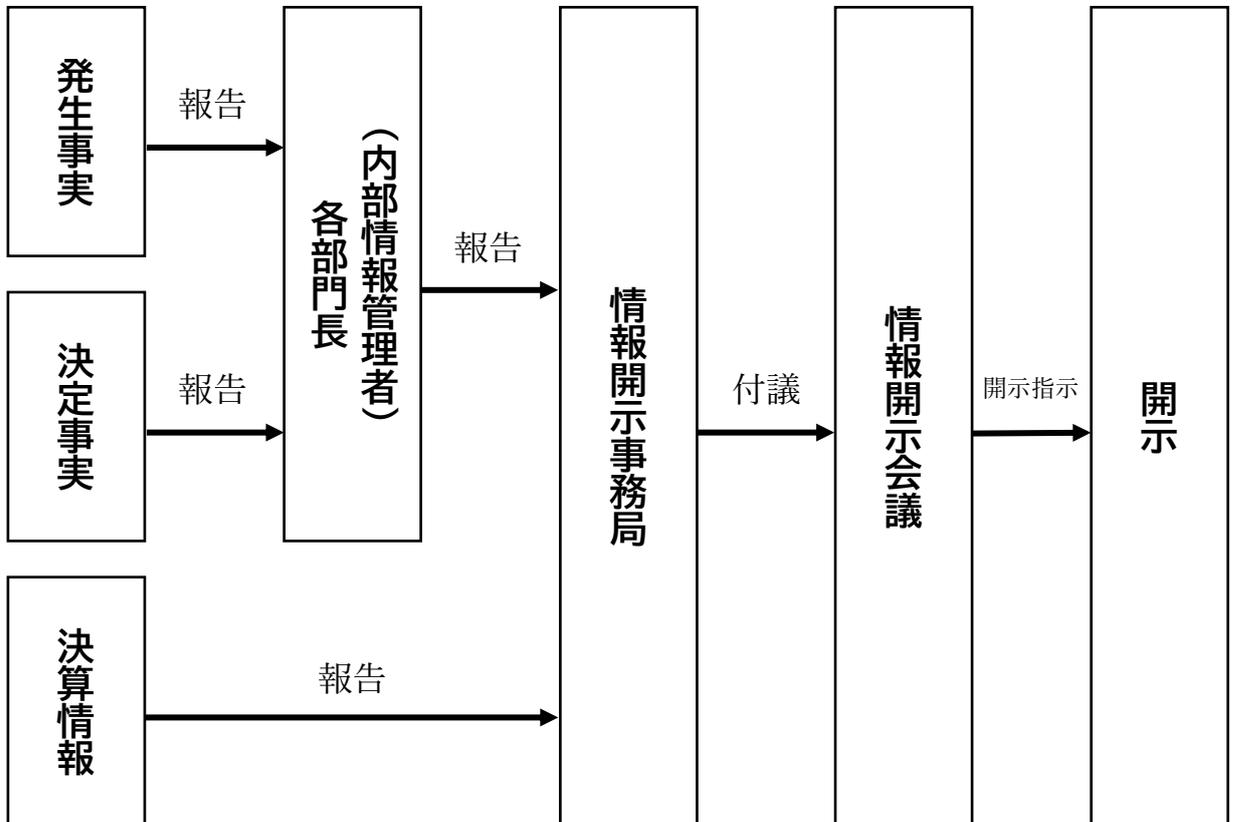
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。
--

以 上

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上